

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

佐賀厚生年金 事案 1004

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については1万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から同年4月6日まで

昭和32年3月に大学を卒業した後すぐにA社に就職し、38年2月に退社するまでの間、継続して同社で勤務していたが、36年1月1日から同年4月6日までの期間について厚生年金保険が未加入とされているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の基礎年金番号と同一の厚生年金保険被保険者記号番号、かつ、申立人と同姓同名、同一生年月日で昭和36年1月1日に被保険者資格を取得し、同年4月6日に同資格を喪失したとする基礎年金番号に未統合の記録が確認でき、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

このことから判断すると、事業主は、申立人がA社において昭和36年1月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月6日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和36年1月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から62年6月まで

昭和61年3月ごろ自分でA町役場に出向き国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、当時、手元にあった15万円ほどの中から1年分を一括納付し、その後は同役場で毎月納付していた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、申立期間が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月ごろ国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の同記号番号の前後の被保険者記録から平成3年4月ごろ払い出されたことが推認でき、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立人は平成3年4月の国民年金手帳記号番号払出時点で、2年4月から3年3月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できるものの、申立期間は未加入期間とされているため申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立人は申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1005

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
(A 事業所 B 支部 C 支所)
② 昭和 55 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
(A 事業所 B 支部 D 支所)
③ 昭和 56 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
(A 事業所 B 支部 D 支所)

昭和 51 年 6 月から A 事業所 B 支部管内の支所に、E 職種として勤務した。56 年 9 月末に退職するまで継続して勤務したにもかかわらず、未加入期間があることに納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 事業所が保管する人事記録及び申立人が提出した在職証明書により、申立人が昭和 52 年 4 月 5 日から同年 7 月 22 日までの期間及び同年 8 月 26 日から 53 年 3 月 31 日までの期間、A 事業所 B 支部管内の C 支所に E 職種として勤務したことが確認できる。

しかしながら、当該期間及びその前後の期間において、A 事業所 B 支部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は無い上、同原票によると、申立人は、昭和 52 年 11 月 1 日に同支部に係る被保険者資格を取得し、53 年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、A 事業所は、当時の E 職種の厚生年金保険の加入について、各支部での取扱いが不統一であったとしている上、申立人が勤務した C 支所の現在の事務担当者は、「当時、他の支所で事務を担当していた者から、昭和 52 年ごろの社会保険の加入については、本人の意向により加入させていたと聞いている。」

と供述している。

さらに、A事業所及びB支部は、当該期間の賃金台帳を保管しておらず、また、申立人も給与明細書等を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②及び③について、A事業所が保管する人事記録によると、申立人は、昭和54年4月1日から55年3月29日までの期間及び55年4月1日から56年3月29日までの期間、A事業所B支部管内のD支所に在籍となっており、申立人のオンライン記録と一致している。

また、A事業所及びB支部は、当該期間の賃金台帳を保管しておらず、また、申立人も給与明細書等を所持していないため、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。